

ものづくり経営戦略強化支援事業 FAQ

目次

【補助対象者について】

- Q1-1. 国・県などが出資している企業及び第三セクターは補助対象事業者となるか。
- Q1-2. 本社が県外にあるが、補助対象事業者となるか。
- Q1-3. これから新たに製造業に取り組む場合は補助対象事業者となるか。
- Q1-4. 従業員数には子会社(あるいは親会社)の従業員も含めるか。
- Q1-5. 昨年「ものづくり革新総合支援事業」で採択となったが、本事業に申請できるか。
- Q1-6. 他の補助金との併用は可能か。
- Q1-7. 過去に承認された経営革新計画のテーマと、今回申請する補助事業のテーマが全く異なる内容であっても加算の対象になるか。

【補助対象経費について】

- Q2-1. 導入する機器が自社製品、あるいは親会社から購入する製品である場合、対象となるか。
- Q2-2. 機械装置・システム構築費において「借用」や「リース」の経費が補助対象であるのに対し、割賦販売を対象外とするのはなぜか。
- Q2-3. 中古品は対象になるとあるが、オークションやフリマサイトで購入したのも対象となるか。
- Q2-4. もし5年リースで契約した場合、補助対象となるのは「補助事業期間中(最大12か月)に支払った月額リース料のみ」という認識でよいか。
- Q2-5. 1件の金額が10万を超えるが、特定のメーカーの特許技術を利用するため、他社から相見積もりが取れない場合、どのような書類を用意すればよいか。
- Q2-6. パソコンやタブレットは汎用性が高いものとして対象外とあるが、導入する機械設備を制御するための専用ソフトが組み込まれた「設備と一体不可分のPC」であれば対象になるか。
- Q2-7. 補助事業で開発した新商品のWeb広告(Google広告等)を出稿する場合、自社の社名や他商品も一緒に掲載されているランディングページへの誘導は「自社ブランドのPR」とみなされ対象外になるか。
- Q2-8. 販売促進に係る旅費を請求する際、宿泊費が上限(1泊11,000円)を超えた場合、超過分を自社で負担すれば、11,000円までは補助対象経費として申請可能か。
- Q2-9. 自社の顧問税理士や、出資を受けている親会社の技術者を専門家として招いた場合の謝金や旅費は補助対象になるか。

Q2-10. 補助対象となる資格試験に不合格となった場合、受験費用は対象となるか。

Q2-11. 導入する機器のシステム保守費用は対象となるか。

【提出書類について】

Q3-1. 現在事項全部証明書(個人の場合は住民票写し)に有効期限はあるか。

Q3-2. 申請書類に押印は必要か。

Q3-3. 申請書の郵送は必要か。

Q3-4. 申請時点が「決算月の直前」である場合、年率平均の基準となる「直近期の数値」は、確定している前年度の決算値か、それとも間もなく締まる今年度の見込み値か。

【審査について】

Q4-1. 採択は先着順か。

Q4-2. 高額投資型で不採択となった場合、小規模投資型で再審査されるか。

Q4-3. 事業が想定より少額になった。高額投資型から小規模投資型に変更できるか。

Q4-4. 補助金はいつ振り込まれるか。

Q4-5. 目標が未達成だった場合、返還義務は生じるか。

【補助対象者について】

Q1-1. 国・県などが出資している企業及び第三セクターは補助対象事業者となるか。

A1-1. なりません。

Q1-2. 本社が県外にあるが、補助対象事業者となるか。

A1-2. 秋田県内に製造の主たる事業拠点を有しており、かつ秋田県内に所在する事業拠点において取り組む場合は対象となります。

Q1-3. これから新たに製造業に取り組む場合は補助対象事業者となるか。

A1-3. なります。ただし、事業所として1年以上の事業実績が必要です。

Q1-4. 従業員数には子会社(あるいは親会社)の従業員も含めるか。

A1-4. 含めません。本事業に取り組む事業者の従業員数のみを対象とします。

Q1-5. 昨年「ものづくり革新総合支援事業」で採択となったが、本事業に申請できるか。

A1-5. できます。ただし、「ものづくり革新総合支援事業」において採択となった事業計画と同じ内容で申請することはできません。

Q1-6. 他の補助金との併用は可能か。

A1-6. 原則、同じ事業計画で国や県、市町村の補助金との併用はできません。ただし、市町村で併用を認めている場合はこの限りではありません。

Q1-7. 過去に承認された経営革新計画のテーマと、今回申請する補助事業のテーマが全く異なる内容であっても加算の対象になるか。

A1-7. なりません。承認された経営革新計画を実現するための一部である(関連している)必要があります。

【補助対象経費について】

Q2-1. 導入する機器が自社製品、あるいは親会社から購入する製品である場合、対象となるか。

A2-1. いずれの場合も対象となりません。

Q2-2. 機械装置・システム構築費において割賦販売を対象外とするのはなぜか。

A2-2. 割賦販売では、支払いが完了するまで機械の所有権は販売元や信販会社に残る(所有権留保)のが一般的です。そのため、所有権が自社にないにもかかわらず、補助金を使って「購入」したという矛盾した扱いとなります。また、本事業は「補助事業の実施期間内に発注・納品・支払いがすべて完了している経費」のみを対象としているため、事業期間内に全額の支払いが完了しない割賦払いで期間外に支払う予定の金額まで前倒しで補助することはできません。

対してリース等は、所有権がリース会社にあることが明確であり、申請者はあくまで「利用権」に対してお金を払っているという建て付けになるため、権利関係の矛盾が生じません。「補助事業期間中に使用し、支払った月額料金分のみ」を切り出して経費として計上できるため補助の対象となります。

Q2-3. 中古品は対象になるとあるが、オークションやフリマサイトで購入したのも対象となるか。

A2-3. なりません。本事業では原則2者以上から見積徴収することとしており、オークション等の仕組み上、事前の見積徴収が困難であると考えられます。購入先が明らかである企業間の取引であって、取引先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格を補助対象経費とします。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正な価格であることが明らかな場合に限り対象とします。

Q2-4. もし5年リースで契約した場合、補助対象となるのは「補助事業期間中(最大12か月)に支払った月額リース料のみ」という認識でよいか。

A2-4. お見込みのとおりです。

Q2-5. 1件の金額が10万を超えるが、特定のメーカーの特許技術を利用するため、他社から相見積もりが取れない場合、どのような書類を用意すればよいか。

A2-5. 選定理由書(任意様式)を必ず作成の上、可能な限り根拠となる資料を添付してください。

例:メーカーの特許公報の写し、またはカタログ等で特許技術(唯一性)がうたわれている部分のコピー、メーカーが発行する「当該製品は当社のみが製造・直販している」といった製造証明書、唯一の国内総代理店であることを示す証明書(代理店から購入する場合)、メーカーの定価表(見積金額が適正であることの証明)など

Q2-6. パソコンやタブレットは汎用性が高いものとして対象外とあるが、導入する機械設備を制御するための専用ソフトが組み込まれた「設備と一体不可分のPC」であれば対象になるか。

A2-6. 「その機械を動かすための専用ソフトが組み込まれており、設備から切り離して通常の事務用 PC として使うことが実質的に不可能な状態」であれば、機械装置を構成する専用コントローラー等と解釈し、補助の対象とします。ただし、状況の確認のため、事前相談シートを提出する段階で商工業振興課に相談してください。

Q2-7. 補助事業で開発した新商品の Web 広告(Google 広告等)を出稿する場合、自社の社名や他商品も一緒に掲載されているランディングページへの誘導は「自社ブランドの PR」とみなされ対象外になるか。

A2-7. 対象外となります。あくまで本事業で製造された新商品を単独で紹介するページ等に係る経費を対象とします。紙のパンフレット等の販促物も同様です。

Q2-8. 販売促進に係る旅費を請求する際、宿泊費が上限(1泊 11,000 円)を超えた場合、超過分を自社で負担すれば、11,000 円までは補助対象経費として申請可能か。

A2-8. 可能です。

Q2-9. 自社の顧問税理士や、出資を受けている親会社の技術者を専門家として招いた場合の謝金や旅費は補助対象になるか。

A2-9. なりません。本件における専門家経費は、「自社と直接的な資本関係や利害関係がなく、客観的な立場から高度な指導を行ってくれる外部の第三者」に対して支払うものを想定しています。

Q2-10. 補助対象となる資格試験に不合格となった場合、受験費用は対象となるか。

A2-10. なりません。「資格試験を受験すること」ではなく、「資格を取得し、それを補助事業の実施に役立てること」を目的としています。

なお、補助対象期間を過ぎて合否が判明するものも補助対象外となります。

Q2-11. 導入する機器のシステム保守費用は対象となるか。

A2-11. なりません。ただし、据え付けに必要な軽微なもの(初期設定、試運転等)に係るものは認めます。

【提出書類について】

.....

Q3-1. 現在事項全部証明書(個人の場合は住民票写し)に有効期限はあるか。

A3-1. 原則3か月以内に取得したものを提出してください。

Q3-2. 申請書類に押印は必要か。

A3-2. 不要です。

Q3-3. 申請書の郵送は必要か。

A3-3. 不要です。秋田県電子申請・届け出サービスにより電子申請してください。それ以外の方法による申請は受け付けていません。

Q3-4. 申請時点が「決算月の直前」である場合、年率平均の基準となる「直近期の数値」は、確定している前年度の決算値か、それとも間もなく締まる今年度の見込み値か。

A3-4. 確定している前年度の決算値を直近期としてください。

【審査について】

.....

Q4-1. 採択は先着順か。

A4-1. 先着順ではなく、審査委員会での審査の結果により、採択・交付決定を行います。

Q4-2. 高額投資型で不採択となった場合、小規模投資型で再審査されるか。

A4-2. 再審査は行いません。

Q4-3. 事業が想定より少額になった。高額投資型から小規模投資型に変更できるか。

A4-3. 申請後はいかなる理由があっても補助金区分を変更することはできません。

Q4-4. 補助金はいつ振り込まれますか。

A4-4. 事業終了後、実績報告書を提出し、検査に合格して金額が確定してからの支払いとなります。前払いや概算払いはありません。

Q4-5. 目標が未達成だった場合、返還義務は生じるか。

A4-5. 外部要因等のやむを得ない事情による目標未達を理由とした補助金の返還義務は生じません。ただし、補助事業者は事業終了後 5 年間にわたり、毎年事業実施状況等を報告する義務があります。未達成となる見込みが生じた場合は、その時点で必ず報告し、申請時に協力を得た支援機関や専門家等の助言を交えながら、目標達成に向けた改善策を検討・実行していただきます。